

# 小金井市物価高騰対策給付金 (3万円/1世帯)のご案内

物価高騰対策給付金(1世帯あたり3万円)は、令和6年度住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯や令和6年1月から令和6年12月までに予期せず家計が急変した世帯を支援する給付金です。

支給額

1世帯あたり **3万円** (1回限り)

申請期限

**令和7年5月30日(金)**まで

## 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

**基準日(令和6年12月13日)**時点で小金井市に住民登録がある、世帯全員の

- ①令和6年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- ②令和6年度「住民税均等割のみ課税」の世帯

**申請時点かつ基準日(令和6年12月13日)**時点で小金井市に住民登録がある、

- ③予期せず令和6年1月~12月の収入が減少し「住民税均等割のみ課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

以下に該当する世帯は除きます。

- 既に他自治体で3万円の給付を受けている世帯
- 租税条約に基づく住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
- 令和6年度住民税課税者に税法上扶養されている住民税非課税世帯  
(例)・親(課税)に扶養されている大学生の単身世帯(非課税)  
・子(課税)に扶養されている両親世帯(非課税)など



## 申請の有無 (世帯の状況により異なります)

**ア** 過去の給付金を世帯主の本人名義で受給した世帯、又は新たに対象世帯となり、公金受取口座に登録がある世帯

**イ** ア以外で対象と思われる世帯(例) 過去給付金を受給していない世帯等

**ウ** 令和6年6月4日以降に転入した住民税均等割のみ課税世帯、家計急変世帯等

振込口座、振込予定日等が記載された**支給のお知らせ**が届きます

**確認書が届きます(要返送)**

【申請期限】令和7年5月30日まで

**申請が必要です**

【申請期限】令和7年5月30日まで

支給までの流れ・提出期限・支給時期の詳細は裏面をご確認ください。

# 支給までの流れ・提出期限・支給時期

小金井市から世帯の状況に応じて支給のお知らせ、確認書を送付

家計急変世帯やその他  
(要申請)

「支給のお知らせ」が届いた世帯

※2月中旬より市から順次発送

「確認書」が届いた世帯

※2月下旬より市から順次発送

- ・予期せず令和6年1月～12月の収入が減少し「住民税が所得割非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）
- ・令和6年6月4日以降に小金井市へ転入した住民税均等割のみ課税世帯
- ・令和6年度住民税が未申告の世帯など

## 提出期限

内容の変更がなければ**手続き不要**

※口座の変更、受給の辞退は支給のお知らせに記載の期日までにコールセンターへ

必要な書類と併せて  
**5月30日(金)**までに返送



申請書様式を市ホームページからダウンロード

必要な書類と併せて  
**5月30日(金)**までに下記の窓口に提出  
(郵送可)

## 支給時期

振込予定日に口座振り込み

不備のない書類を、市が受理した日から  
おおむね**30日後**に口座振り込み

## お問合せ先

## 小金井市物価高騰対策給付金担当

【コールセンター】

TEL: 042-316-1655

FAX: 042-316-1656 (聴覚障がいのある方など)

【相談・受付窓口】

小金井市前原暫定集会施設 1階

(小金井市前原町3-33-27)

【受付時間】

○相談・受付窓口は、平日 午前9時から午後5時まで

○コールセンターは、平日 午前9時から午後5時まで

※相談・受付窓口・コールセンターは、土・日・祝日を除く



物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意  
ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

